

■基本方針

- ① 臨床研修は金沢大学附属病院(同院を基幹病院とする臨床研修プログラム)にて行う。
- ② 臨床研修後の7年間については以下の知事指定医療機関の病院区分毎に必要な期間を満たす必要がある。

病院区分		必要期間	病院数	病院名
A	医師少数区域 能登北部	2年以上	4病院	市立輪島病院、珠洲市総合病院、公立宇出津総合病院、公立穴水総合病院
B	人口10万対医師数が全国平均を下回る地域 能登中部	2年以上	5病院	公立能登総合病院、町立富来病院、公立羽咋病院、町立宝達志水病院、恵寿総合病院
			3病院	小松市民病院、加賀市医療センター、能美市立病院
C	石川中央	1年以下	4病院	金沢市立病院、公立松任石川中央病院、公立つるぎ病院、公立河北中央病院
D	三次病院(専門研修)	2年以下	5病院	金沢大学附属病院、金沢医科大学病院、県立中央病院、県立こころの病院、金沢医療センター

※能登北部での勤務時は原則として内科(総合診療科)での勤務となる。

※配置要望や診療科等によっては、能登北部以外の勤務を能登北部勤務とみなすなど、標準的なキャリアプランと異なる取扱いをすることがある。

配置モデル(例)

※以下はあくまで例示であり、配置を保証するものではない。配置事情(受入病院の状況や医局、本人事情等)や社会情勢等により変更となる場合がある。

能登北部等の勤務で幅広い診療能力を身につけた上で、地域の基幹病院での勤務や大学病院等での専門研修など、様々な病院を経験することにより、地域貢献と専門医取得の両立を図る。

① 内科や救命救急科、総合診療科、不足診療科(*)の標準的なキャリアプラン

義務年限	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
配置先	金沢大学附属病院		原則、 A能登北部	専 門 研 修			原則、 A能登北部	必要期間を満たすよう配置	

※不足診療科(産科、小児科、麻酔科、外科、脳神経外科)については、専門研修の早期受講等について配慮を行う。

② その他診療科(眼科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、整形外科、精神科、耳鼻咽喉科等)の標準的なキャリアプラン

義務年限	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
配置先	金沢大学附属病院		原則、 A能登北部		原則、 B能登中部 又は南加賀	専 門 研 修			必要期間を満たすよう配置

※3～5年目は希望する診療科にかかわらず、内科(総合診療科)での勤務となるため、1～2年目の臨床研修において、幅広い診療能力を身につけておくことが望まれる。

※5年目は内科(総合診療科)として勤務することとなるが、希望する診療科にも一部従事できるよう配慮する。

金沢大学医学類特別枠キャリア形成プログラム

■知事指定医療機関

病院区分		病院数	病院名
A 能登北部 ^(注)		4病院	市立輪島病院、珠洲市総合病院、公立宇出津総合病院、公立穴水総合病院
B 能登北部以外	能登中部 ^(注)	5病院	公立能登総合病院、町立富来病院、公立羽咋病院、町立宝達志水病院、恵寿総合病院
	石川中央	4病院	金沢市立病院、公立松任石川中央病院、公立つるぎ病院、公立河北中央病院
	南加賀 ^(注)	3病院	小松市民病院、加賀市医療センター、能美市立病院
C 三次病院(専門研修)		5病院	金沢大学附属病院、金沢医科大学病院、県立中央病院、県立こころの病院、金沢医療センター

(注)能登北部、能登中部、南加賀の3医療圏は、人口10万対医師数が全国平均を下回る地域

■勤務パターン

能登北部等の勤務で幅広い診療能力を身につけた上で、地域の基幹病院での勤務や大学病院等での専門研修など、様々な病院を経験することにより、「地域貢献＋専門医取得」の両立を図る。

義務年限	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
配 置 先	金沢大学附属病院		A 能登北部	医師不足状況を踏まえつつ A. 能登北部 B. 能登北部以外に勤務 C. 三次病院に勤務(専門研修)		C 三次病院		医師不足状況を踏まえつつ A. 能登北部 B. 能登北部以外に勤務 C. 三次病院に勤務(専門研修)	
主 に 従 事 する診療科	(初期臨床研修)		・原則、内科(総合診療) 【不足診療科 ^(注) の場合】 ・専門研修を前倒しするなど、早めに希望する 診療 科に従事できるよう配慮 (注)当面、産科・小児科・麻酔科・外科・救命救急科、 脳神経外科等を想定			・原則、希望する診療科 (専門研修)		・原則、内科(総合診療) 【不足診療科 ^(注) の場合】 ・専門研修を前倒しするなど、早めに 希望する診療科に従事できるよう配慮 (注)当面、産科・小児科・麻酔科・外科・救命救 急科、脳神経外科等を想定	

○内科や不足診療科(外科、脳神経外科、小児科・産婦人科・麻酔科・救命救急科等)の標準的なキャリアプラン

義務年限	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
配置先	金沢大学附属病院		原則、能登北部		専門研修		原則、能登北部		

「A 能登北部」または「B 能登北部以外」に5年勤務(うち、医師の確保を特に図るべき区域等(石川中央以外の医療圏)に4年勤務)

※原則、2年間能登北部で勤務するが、不足診療科に限り、能登北部病院の配置要望の状況によっては、能登北部以外の勤務を認める(能登北部勤務とみなす)場合がある。

金沢大学医学類特別枠キャリア形成プログラム

1. 臨床研修・専門研修について

- 臨床研修は金沢大学附属病院を基幹型病院とする研修プログラムを利用すること。
※後述のとおり、希望診療科によっては、総合診療医として派遣される可能性があるため、幅広い診療能力を身につけておくことが望まれる。
- 専門研修は原則として、金沢大学附属病院を基幹病院とする専門研修プログラムを利用すること。
- 金沢大学医学類特別枠卒業医師は、義務年限の早期に内科（総合診療科）として能登北部に勤務することが想定される。特に内科・総合診療科・救命救急科や医師不足診療科（小児科、産婦人科、外科、脳神経外科、麻酔科）以外の診療科の希望者は、能登北部等に3年程度の勤務が想定されるため、専門研修の中断や専門医資格の取得が遅れる場合があり得る。事前に専門研修プログラムの担当者に確認をすること。

2. 義務の中断等について

- 疾病や災害、育児休暇（産前産後休暇は義務期間に影響しない）、大学院進学、海外留学、介護休業等については、県と協議の上、必要と認められる場合は義務期間（返済免除に必要な勤務期間）の一時中断が可能である。ただし、中断された期間は業務従事期間に参入されないため、義務修了時期が延長される。
- 中断期間は、原則として、育児休暇2年（子ども一人につき）、大学院進学4年、海外留学2年までとする。ただし、必要性が認められない場合は中断期間を短縮される場合がある。また、中断にあたり、理由書や証拠書類の提出や現況確認を行う場合がある。

金沢大学医学類特別枠キャリア形成プログラム

- 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく「育児短時間勤務」は、育児短時間勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数を義務期間に含めるものとする。

(例) 7.75 時間／日(フルタイム)の知事指定医療機関で週3日の勤務を1年間実施した場合

$$12 \text{ 月} \times 23.25 \text{ 時間} (7.75\text{h} \times 3 \text{ 日}) / 38.75 \text{ 時間} (7.75\text{h} \times 5 \text{ 日}) = 7.2 \cdots \div 8 \text{ 月} (1 \text{ 月未満切上げ})$$

※育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月勤務したものとみなす。

※育児が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該日の属する月は勤務期間から控除するものとする。

※育児短時間勤務をした期間が通算5年を超えたときは、その超えた月数は義務期間に含めないものとする。

- 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく「部分休業」は義務期間に影響しないものとする。
- 「育児短時間勤務」「部分休業」を希望する場合は、事前に配置先病院の了解を得た上で、県の担当者に連絡すること。
- その他の休業等については、事前に県の担当者に確認すること。

3. その他

- 配置モデルはあくまで例示であり、将来の配置を保証したものではなく、変更となる可能性がある。
- 本プログラムは、地域貢献と専門医取得の両立を図ることを目的としたものであるが、社会情勢等の変更により変更となる場合がある。
- このプログラムは全ての特別枠卒業医師に適用されるが、令和6年以前の入学者の配置モデルは従前のプログラムの勤務パターンを適用する。